

3月7日から津波警報が変わります

「巨大」という警報が出されたら東日本大震災級の津波に警戒を

東日本の太平洋沿岸の地域に甚大な被害をもたらした東日本大震災の発生から間もなく3年。気象庁は津波警報の出し方や表現について検討を行い、3月7日の正午から新しい基準や情報文での津波警報を発表します。

巨大という言葉を使った大津波警報で非常事態であることを伝えます

●マグニチュード8を超える巨大地震の場合は、正しい地震の規模をすぐに把握できないため、その海域での最大級の津波を想定して、大津波警報や津波警報を発表します。これにより津波の高さを小さく予想することを防ぎます。

●最初の津波警報は、予想される津波の高さを「巨大」「高い」という表現で発表し、非常事態であることを伝えます。「巨大」という言葉を見たり聞いたりしたら、東日本大震災クラスの津波が来ると考えてください。すぐに高いところに避難してください。

●大津波警報や津波警報が発表されているときは、津波の高さを数値で表さず「観測中」と発表することがあります。これは、観測された津波の高さが、最大だと誤解させないためです。観測中と発表されたら、これから高い津波が来ると考えて警戒を続けましょう。

●強い揺れや弱くても長い揺れを感じたとき、揺れがなくても津波警報を見たり聞いたりしたときは、すぐに避難してください。

●津波警報の変更内容などの詳しいことは、気象庁のホームページでご覧いただけます。「津波警報改善」で検索してください。

問い合わせは、福岡管区気象台地震火山課（☎092・725・3616）まで。



津波警報・注意報の分類と、とるべき行動

	予想される津波の高さ			とるべき行動
	高さの区分	数値での発表	巨大地震の場合の表現	
大津波警報	10 m～	10 m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、すぐに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲います。津波警報が解除されるまで、安全な場所から離れないでください。
	5 m～10 m	10 m		
	3 m～5 m	5 m		
津波警報	1 m～3 m	3 m	高い	
津波注意報	20 cm～1 m	1 m	(表記しない)	海の中にいる人は、すぐに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり、海岸に近づいたりしないでください。

九州北部豪雨災害被害者の税などの減免

3月29日で受け付けを終了します

昨年7月14日の九州北部豪雨災害で自宅に被害を受けた場合は、市県民税や国民健康保険料などが減免されたり、還付されたりすることがあります。減免を受けるためには、それぞれの担当窓口に応用する必要があります。平成24年度分の減免の申請は、3月29日で締め切ります。まだ申請をしていない人は、早めに届け出てください。

なお減免の対象になる被害の程度や必要な申請書類は、制度によって異なります。詳しいことは各担当窓口にお問い合わせください。

減免を受けられる市税などと問い合わせ先

- ▷個人市県民税＝市税務課市民税係（☎77・8453）
- ▷固定資産税＝市税務課固定資産税係（☎77・8456）
- ▷市国民健康保険税＝市健康づくり課国民健康保険係（☎77・8506）▷後期高齢者医療保険＝市健康づくり課医療係（☎77・8503）▷介護保険料＝市福祉課高齢者福祉係（☎77・8516）▷保育所保育料＝市子育て支援課子育て支援係（☎77・8523）

年度替わりの転入出の届けは日曜日もどうぞ

3月24日、31日、4月7日の午前中に市役所柳川庁舎を開けます

3月下旬から4月上旬にかけての年度替わりの時期は、転勤や就職、就学のために転入や転出する人が多くなります。市はこの時期に限って、平日以外も転入や転出など住所の変更にもなる手続きができるよう、日曜日の午前中に市役所柳川庁舎を開き、下表の届け出を受け付けます。年度替わりの時期は忙しく、平日、市役所に行くことができない人は、ぜひご利用ください。なお、手続きの内容によっては、平日に市役所に来て手続きをしていただくこともあります。

●開庁日 3月24日(日)、3月31日(日)、4月7日(日)

●開庁時間 午前8時30分～正午

●開庁する庁舎 市役所柳川庁舎（大和・三橋庁舎は開きません）



住民票・戸籍 など	○転入、転出、転居の住民異動届の受け付け ○住民票の写し、戸籍証明書の交付 ○印鑑登録、印鑑登録証明書の交付 ○戸籍届（出生届、死亡届、婚姻届、離婚届）の預かり	1階②③④⑤番窓口 市民課市民係 ☎77・8472
税の証明 など	○所得証明書等（所得、課税、所得課税、非課税証明）の交付 ○固定資産評価、公課証明書の交付 ○納税証明書（市税、軽自動車車検用）の交付 ○原動機付き自転車などの登録、廃車の受け付け	1階⑧番窓口 税務課諸税係 ☎77・8452
児童福祉 など	○児童手当の新規認定、額改定の受け付け ○児童扶養手当、特別児童扶養手当の申請、住所変更などの受け付け ○保育所の入所、住所変更などの受け付け	1階⑬番窓口 子育て支援課児童家庭係 ☎77・8522 同課子育て支援係 ☎77・8523
国民健康保険	○国民健康保険被保険者の転入、転出、転居の受け付け	1階⑮番窓口 健康づくり課国民健康保険係 ☎77・8506
福祉医療	○後期高齢者医療の被保険者の転入、転出、転居の受け付け ○公費医療助成（乳幼児、ひとり親、障害者）受給者の転入、転出、転居の届け出	1階⑯番窓口 健康づくり課医療係 ☎77・8503
年金	○第1号被保険者の転入受け付け ○国民年金の住所変更届の受け付け	1階⑰番窓口 健康づくり課国民年金係 ☎77・8533
水道	○水道の開始届、中止届の受け付け ○使用者の名義の変更届の受け付け ○水道料金口座振替申し込みの受け付け	2階水道課 同課料金係 ☎77・8596